

市長提出予定案件

- 議案第1号 高石市三宅みらい教育基金条例制定について
- 議案第2号 高石市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について
- 議案第3号 高石市旅費支給条例の全部改正について
- 議案第4号 高石市自転車駐車場条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第5号 高石市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第6号 令和7年度高石市一般会計補正予算
- 議案第7号 指定管理者の指定について（高石市立老人福祉センター等）
- 議案第8号 指定管理者の指定について（高石市立ふれあいゾーン複合センター）
- 議案第9号 指定管理者の指定について（高石市立高石駅前自動車駐車場等）
- 議案第10号 損害賠償額の決定について
- 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 報告第1号 寄附金收受の報告について

行政委員会提出予定案件

監査委員報告第1号 例月現金出納検査結果報告

議案第1号

高石市三宅みらい教育基金条例制定について

高石市三宅みらい教育基金条例を裏面のとおり制定する。

令和7年11月27日提出
高石市長 畑中政昭

提案理由 故三宅夫紀子氏から遺贈を受けた財産を基礎として、同氏の遺志である将来を担うこどもへの教育の振興に要する資金に充てる基金を設置するため、標題の条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

高石市三宅みらい教育基金条例

(設置)

第1条 故三宅夫紀子氏から遺贈を受けた財産を基礎として、同氏の遺志である将来を担うこどもへの教育の振興に要する経費に充てるため、高石市三宅みらい教育基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、毎年度予算の範囲内で定めるものとする。

(管理及び運用)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金、有価証券の購入その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、当該基金の目的に沿って必要な財源に充て、又は当該基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 2 号

高石市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について

高石市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を裏面のとおり制定する。

令和 7 年 11 月 27 日提出
高石市長 畑 中 政 昭

提案理由 児童福祉法第 34 条の 16 第 1 項の規定により、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、標題の条例を制定するにつき、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものである。

高石市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準)

第2条 法第34条の16第1項に規定する基準は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）に定めるところによる。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第3号

高石市旅費支給条例の全部改正について

高石市旅費支給条例の全部を別紙のとおり改正する。

令和7年11月27日提出
高石市長 畑中政昭

提案理由　　国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に準じて、旅費の見直しを行うため、標題の条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

高石市旅費支給条例

高石市旅費支給条例（昭和26年高石町条例第89号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（第4条—第8条）
- 第3章 宿泊費及び宿泊手当（第9条—第11条）
- 第4章 転居費、着後滞在費及び家族移転費（第12条—第14条）
- 第5章 退職等した職員の旅費（第15条・第16条）
- 第6章 雜則（第17条・第18条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条の規定に基づき、公務のために旅行する本市職員及びその他の者の旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(旅費の種類)

第2条 旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とし、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(特別の旅費及び常時の出張)

第3条 視察又は講習を受ける等のため旅行するときは、市長は、この条例により計算した旅費額の範囲内で、その旅費額を減じて支給することができる。

2 常時現場を巡視し、又は常時出張する必要がある職員については、特にその旅費額を定め月額又は日額をもってこれを支給することができる。

第2章 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他交通費

(鉄道賃)

第4条 鉄道賃は、鉄道（軌道を含む。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

(船賃)

第5条 船賃は、船舶を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

(航空賃)

第6条 航空賃は、航空機を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

(その他の交通費)

第7条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（以下「レンタカー」という。）の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用に付隨する費用

(公用船車使用のとき)

第8条 公用の船車等により旅行する場合においては、鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費は、支給しない。ただし、片道公用の船車等を使用の場合は、片道に要する鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費を支給する。

第3章 宿泊費及び宿泊手当

(宿泊費)

第9条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、1夜につき19,000円を超えない範囲内で地域の実情を勘案して市長が別に定める額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(宿泊手当)

第10条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、1夜当たり2,400円とする。

2 前条の規定により支給される宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときの宿泊手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 1夜当たり1,600円

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 1夜当たり800円

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合には、1夜当たり800円とする。

4 職員が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

(外国旅行)

第11条 外国旅行の旅費については、第2条及び第4条から前条までの規定にかかわらず、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の例により市長が別に定める。

第4章 転居費、着後滞在費及び家族移転費

(転居費)

第12条 転居費は、赴任（人事交流により新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧勤務地から新勤務地に旅行することをいう。ただし、同一都道府県の区域内におけるものを除く。以下同じ。）に伴う転居に要する費用（第14条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下同じ。）の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して次に掲げる方法により算定される額とする。

(1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(2) 職員又は家族が宅配便又は自家用自動車若しくはレンタカーその他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして前号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。

2 前項の算定に当たっては、市費による支給が適当でない費用として市長が別に定めるものを除くものとする。

(着後滞在費)

第13条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額と

する。

(家族移転費)

第14条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際家族を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額
- (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者（任命権者又はその委任を受けた者をいう。）は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

第5章 退職等した職員の旅費

(旅行中退職等した職員の旅費)

第15条 職員が旅行中において退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）となつた場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）は、当該職員に対し旅費を支給する。ただし、当該職員が刑に処せられ又は懲戒処分により退職等となつた場合は、この限りでない。

(事務引継等のために必要な旅費)

第16条 事務引継、残務整理等のため、退職等した者に旅行を命ずるときは、当該退職等した者に対し旅費を支給する。

第6章 雜則

(国又は他の団体により旅費の支給を受けるとき)

第17条 国又は他の団体により旅費の支給を受ける場合において、国又は他の団体により支給される旅費がこの条例による旅費額より少ないときは、その差額を支給する。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の高石市旅費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。
(高石市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

3 高石市固定資産評価審査委員会条例（昭和26年高石町条例第87号）の一部を次のように改正する。

第14条中「高石市旅費支給条例（昭和26年高石町条例第89号）」を「高石市旅費支給条例（令和 年高石市条例第 号）」に改める。

（高石市報酬及び費用弁償条例の一部改正）

4 高石市報酬及び費用弁償条例（昭和27年高石町条例第113号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別表第1」を「別表」に改め、同条第2項中「別表第2のとおりとする」を「高石市旅費支給条例（令和 年高石市条例第 号）の規定により支給する旅費の例による」に改め、同項ただし書を削る。

第2条の2を削る。

第7条中「（昭和26年高石町条例第89号）」を削る。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

（議会等の要求により出頭した者等に対する実費弁償条例の一部改正）

5 議会等の要求により出頭した者等に対する実費弁償条例（昭和43年高石市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「高石市報酬及び費用弁償条例（昭和27年高石町条例第113号）第2条の別表第2及び第7条の規定を準用する」を「高石市旅費支給条例（令和 年高石市条例第 号）の規定により支給する旅費の例による」に改める。

（高石市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正）

6 高石市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成20年高石市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「高石市旅費支給条例（昭和26年高石町条例第89号）に規定する市長、副市長及び教育長の職にあるものに」を「高石市旅費支給条例（令和 年高石市条例第 号）の規定により」に改める。

（高石市消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部改正）

7 高石市消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例（平成20年高石市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第10条第4項中「高石市旅費支給条例（昭和26年高石町条例第89号）に規定するその他の職員に」を「高石市旅費支給条例（令和 年高石市条例第 号）の規定により」に改める。

（高石市会計年度任用職員等の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

8 高石市会計年度任用職員等の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年高石市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第14条中「高石市旅費支給条例（昭和26年高石町条例第89号）別表その他の職員の例により」を「高石市旅費支給条例（令和 年高石市条例第 号）の規定による旅費支給の例により」に改める。

高石市旅費支給条例新旧対照表

附則第3項改正

高石市固定資産評価審査委員会条例

新	旧
(関係者に対する費用の弁償) 第14条 法第433条第7項の規定によつて関係者（審査申出人及び市長を除く。）に対し出席及び証言を求めた場合においては、当該関係者に対して <u>高石市旅費支給条例（令和 年高石市条例第 号）</u> の規定による旅費支給の例によつて旅費を支給するものとする。	(関係者に対する費用の弁償) 第14条 法第433条第7項の規定によつて関係者（審査申出人及び市長を除く。）に対し出席及び証言を求めた場合においては、当該関係者に対して <u>高石市旅費支給条例（昭和26年高石町条例第89号）</u> の規定による旅費支給の例によつて旅費を支給するものとする。

附則第4項改正

高石市報酬及び費用弁償条例

新	旧																																			
第2条 前条の報酬の額は、 <u>別表の</u> とおりとする。 2 前条の費用弁償の額は、 <u>高石市旅費支給条例（令和 年高石市条例第 号）</u> の規定により支給する旅費の例による。	第2条 前条の報酬の額は、 <u>別表第1の</u> とおりとする。 2 前条の費用弁償の額は、 <u>別表第2の</u> とおりとする。ただし、大阪府内の日帰り旅行については、日当は支給しない。																																			
第7条 費用弁償の支給方法については、高石市旅費支給条例の規定を準用する。ただし、これにより難い場合における費用弁償については、市長が別に定める。	第2条の2 外国旅行の際の費用弁償については、前条の規定にかかわらず、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に定める指定職の職務又は7級以上の職務にある者の例による。 第7条 費用弁償の支給方法については、 <u>高石市旅費支給条例（昭和26年高石町条例第89号）</u> の規定を準用する。ただし、これにより難い場合における費用弁償については、市長が別に定める。																																			
別表（第2条関係） 略	別表第1（第2条関係） 略 別表第2（第2条関係）																																			
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職名</th> <th style="text-align: center;">鉄道賃</th> <th style="text-align: center;">船賃</th> <th style="text-align: center;">航空賃</th> <th style="text-align: center;">車賃</th> <th style="text-align: center;">日当</th> <th style="text-align: center;">宿泊料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">選挙管理委員会委員</td> <td style="text-align: center;">旅客運賃、特別急行料金</td> <td style="text-align: center;">1等運賃</td> <td style="text-align: center;">旅客運賃</td> <td style="text-align: center;">実費</td> <td style="text-align: center;">3,300円</td> <td style="text-align: center;">15,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他</td> <td style="text-align: center;">行料金、急行料金</td> <td style="text-align: center;">船賃</td> <td style="text-align: center;">航空賃</td> <td style="text-align: center;">車賃</td> <td style="text-align: center;">日当</td> <td style="text-align: center;">宿泊料</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">及び座席指定料金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職名	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	日当	宿泊料	選挙管理委員会委員	旅客運賃、特別急行料金	1等運賃	旅客運賃	実費	3,300円	15,000円	その他	行料金、急行料金	船賃	航空賃	車賃	日当	宿泊料		及び座席指定料金							金					
職名	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	日当	宿泊料																														
選挙管理委員会委員	旅客運賃、特別急行料金	1等運賃	旅客運賃	実費	3,300円	15,000円																														
その他	行料金、急行料金	船賃	航空賃	車賃	日当	宿泊料																														
	及び座席指定料金																																			
	金																																			
	備考 1 特別急行料金、急行料金又は座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行																																			

	<p><u>する線路及び座席指定料金を徴する客車を運行する線路で、片道100キロメートル以上の旅行をする場合に支給する。</u></p> <p>2 航空賃は、旅行日程の短縮その他公務上必要があるときに限り、支給する。</p> <p>3 緊急所用のため要した自動車賃は、別にその実費を支給する。</p> <p>4 臨時又は非常勤の嘱託員及びこれに準ずる者の費用弁償の額は、職務の内容等により、別に定めることができる。</p>
--	---

附則第5項改正

議会等の要求により出頭した者等に対する実費弁償条例

新	旧
(旅費額) 第3条 前条の旅費の額は、 <u>高石市旅費支給条例（令和 年高石市条例第 号）</u> の規定により支給する旅費の例による。	(旅費額) 第3条 前条の旅費の額は、 <u>高石市報酬及び費用弁償条例（昭和27年高石町条例第113号）</u> 第2条の別表第2及び第7条の規定を準用する。

附則第6項改正

高石市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例

新	旧
(費用弁償) 第3条 略 2 前項の規定により支給する額は、 <u>高石市旅費支給条例（令和 年高石市条例第 号）</u> の規定により支給する旅費の例による。	(費用弁償) 第3条 略 2 前項の規定により支給する額は、 <u>高石市旅費支給条例（昭和26年高石町条例第89号）</u> に規定する市長、副市長及び教育長の職にあるものに支給する旅費の例による。

附則第7項改正

高石市消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例

新	旧
(費用弁償) 第10条 略 2・3 略 4 前項の規定により支給する旅費の額は、 <u>高石市旅費支給条例（令和 年高石市条例第 号）</u> の規定により支給する旅費の例による。 5 略	(費用弁償) 第10条 略 2・3 略 4 前項の規定により支給する旅費の額は、 <u>高石市旅費支給条例（昭和26年高石町条例第89号）</u> に規定するその他の職員に支給する旅費の例による。 5 略

附則第8項改正

高石市会計年度任用職員等の給与及び費用弁償に関する条例	
新	旧
<p>(パートタイム会計年度任用職員に対する出張に係る費用弁償)</p> <p>第14条 パートタイム会計年度任用職員が公務のために緊急その他やむを得ない理由により出張を命ぜられたときは、<u>高石市旅費支給条例（令和 年高石市条例第 号）</u>の規定による旅費支給の例により出張に係る費用を弁償する</p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員に対する出張に係る費用弁償)</p> <p>第14条 パートタイム会計年度任用職員が公務のために緊急その他やむを得ない理由により出張を命ぜられたときは、<u>高石市旅費支給条例（昭和26年高石町条例第89号）別表その他の職員の例</u>により出張に係る費用を弁償する</p>
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の高石市旅費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。</p> <p>3～8 略</p>	

議案第4号

高石市自転車駐車場条例の一部を改正する条例制定について

高石市自転車駐車場条例の一部を改正する条例を裏面のとおり制定する。

令和7年11月27日提出
高石市長 畑中政昭

提案理由 高石駅西第3自転車駐車場の廃止等を行うため、標題の条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

高石市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

高石市自転車駐車場条例（昭和62年高石市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の表高石駅西第2自転車駐車場の項中「高石市千代田1丁目532番地2」を「高石市千代田1丁目532番地4」に改め、同表高石駅西第3自転車駐車場の項を削る。

別表高石駅西第3自転車駐車場の部を削る。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

高石市自転車駐車場条例新旧対照表

新		旧	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第2条 本市が設置する駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。		第2条 本市が設置する駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
略	略	略	略
高石駅西第2自転車駐車場	<u>高石市千代田1丁目532番地4</u>	高石駅西第2自転車駐車場	<u>高石市千代田1丁目532番地2</u>
略	略	高石駅西第3自転車駐車場	<u>高石市千代田1丁目530番地2</u>
略	略	略	略
別表（第4条、第7条関係）			
名称	種類	区分	
		自転車	原動機付自転車
略	略	略	略
高石駅西第2自転車駐車場	略	略	略
略	略	略	略
別表（第4条、第7条関係）			
名称	種類	区分	
		自転車	原動機付自転車
略	略	略	略
高石駅西第2自転車駐車場		略	略
高石駅西第3自転車駐車場	一時使用		二
	定期使用	1月	2,100円
		3月	5,660円
略	略	略	略
附 則			
この条例は、規則で定める日から施行する。			

議案第 5 号

高石市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定について

高石市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を裏面のとおり制定する。

令和 7 年 1 月 27 日提出
高石市長 畑 中 政 昭

提案理由 教育委員会事務局内にこども未来部を設置するため、標題の条例を制定するにつき、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものである。

高石市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

高石市子ども・子育て会議条例（平成25年高石市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第7条中「教育部」を「こども未来部」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

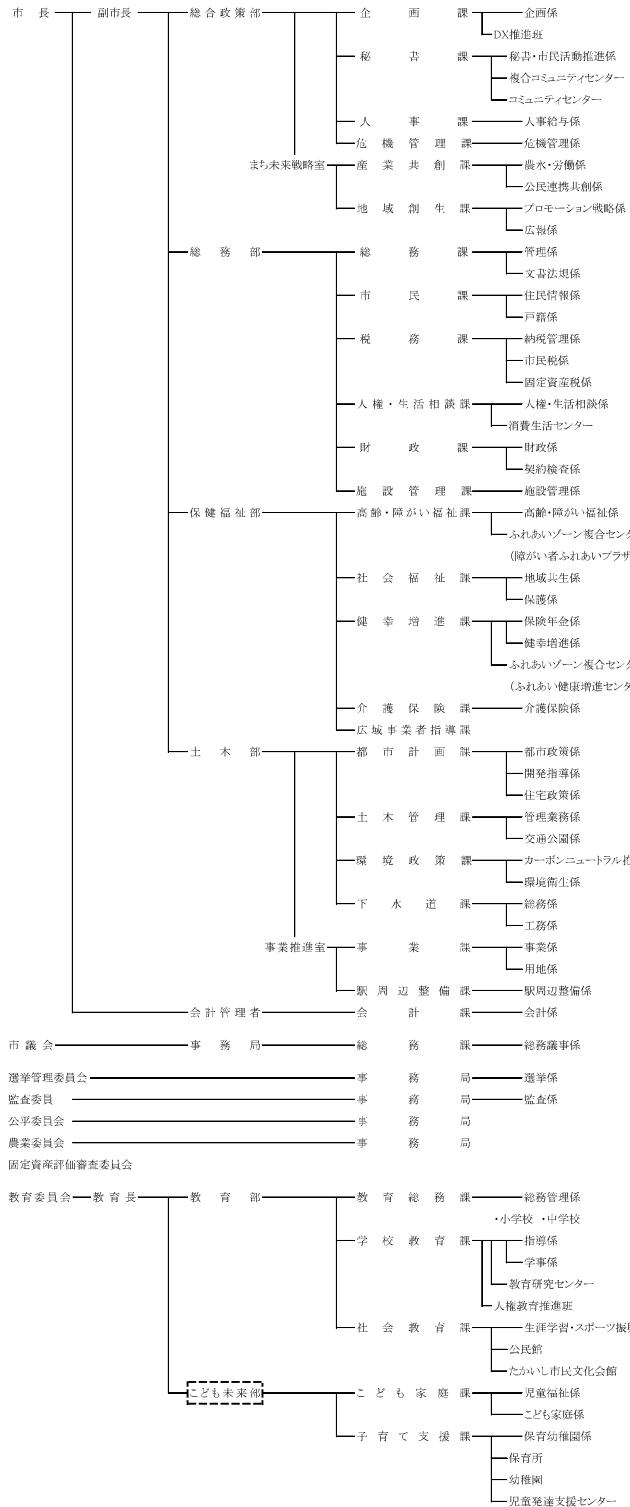
高石市子ども・子育て会議条例新旧対照表

新	旧
(庶務) 第7条 会議の庶務は、教育委員会 <u>こども未来部</u> において処理する。	(庶務) 第7条 会議の庶務は、教育委員会 <u>教育部</u> において処理する。
附 則 この条例は、令和8年4月1日から施行する。	

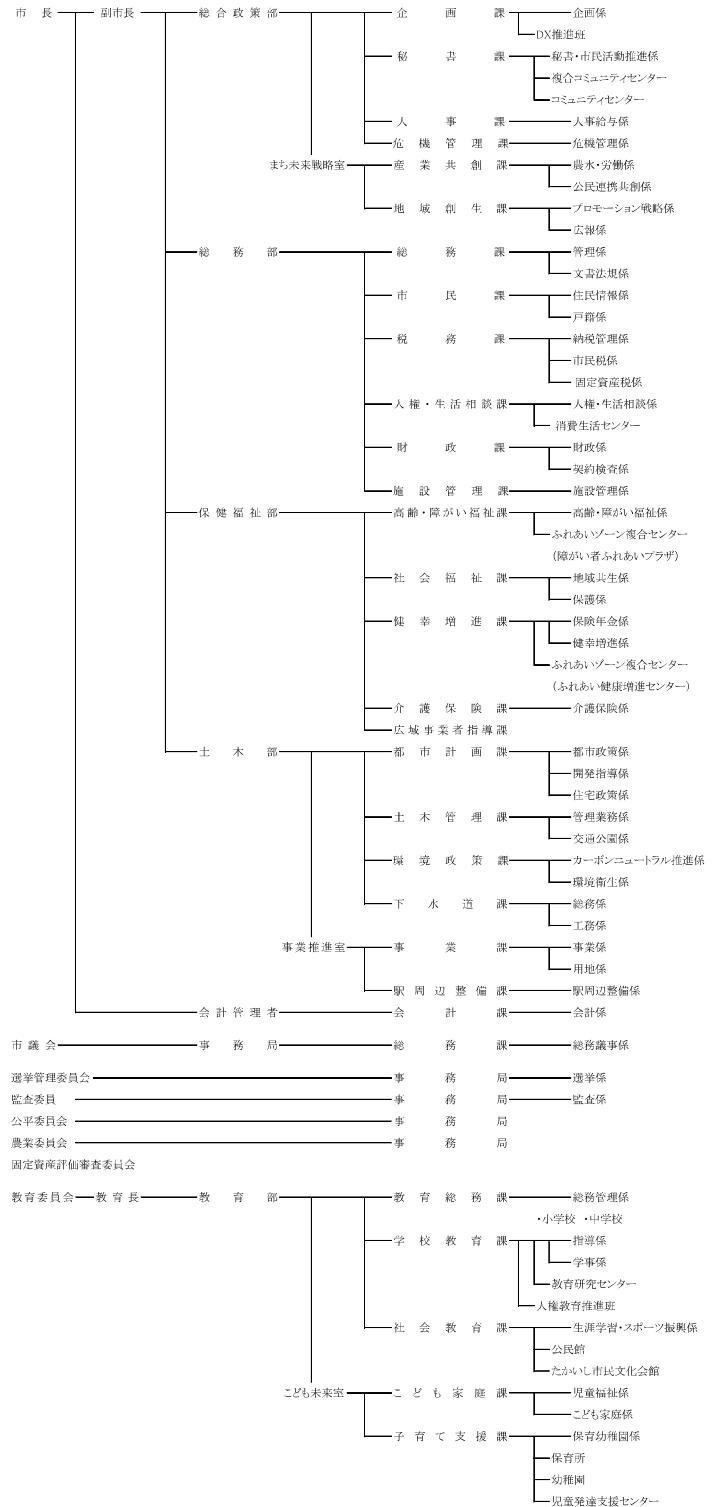
議案第5号参考資料

高石市組織機構図

改正案



改正前



□:変更箇所

議案第 6 号

令和 7 年度高石市一般会計補正予算

令和 7 年度高石市一般会計補正予算

令和 7 年度の高石市一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 369,118 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 30,074,878 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 7 年 1 月 27 日提出

高石市長 畑 中 政 昭

第1表 岁入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
14. 国庫支出金		6,412,784	37,169	6,449,953
	2. 国庫補助金	1,369,396	36,916	1,406,312
	3. 委託金	13,759	253	14,012
15. 府支出金		2,992,495	4,844	2,997,339
	3. 委託金	809,539	4,844	814,383
17. 寄附金		219,912	207,052	426,964
	1. 寄附金	219,912	207,052	426,964
18. 繰入金		1,502,867	43,653	1,546,520
	2. 基金繰入金	1,475,023	43,653	1,518,676
21. 市債		1,677,100	76,400	1,753,500
	1. 市債	1,677,100	76,400	1,753,500
歳 入	合 計	29,705,760	369,118	30,074,878

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 総務費		2,372,568	4,961	2,377,529
	1. 総務管理費	1,883,455	117	1,883,572
	5. 統計調査費	39,038	4,844	43,882
3. 民生費		13,484,164	1,059	13,485,223
	1. 社会福祉費	6,280,655	253	6,280,908
	2. 児童福祉費	5,134,515	806	5,135,321
5. 労働費		24,571	1,070	25,641
	1. 労働費	24,571	1,070	25,641
8. 土木費		3,282,975	121,936	3,404,911
	5. 都市計画費	2,737,387	121,936	2,859,323
10. 教育費		2,690,786	240,092	2,930,878
	1. 教育総務費	551,451	206,246	757,697
	2. 小学校費	657,335	22,967	680,302
	3. 中学校費	356,906	10,879	367,785
歳 出 合 計		29,705,760	369,118	30,074,878

第2表 債務負担行為補正

1. 債務負担行為の追加

事 項	期 間	限 度 額
高石市立老人福祉センター等 指定管理者委託事業	令和8年度から令和12年度	千円 395,815
高石市立ふれあいゾーン複合センター 指定管理者委託事業	令和8年度から令和12年度	千円 575,000

第3表 地方債補正

1. 地方債の変更

起債の目的	補正前					補正後				
	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
街路整備事業	千円 173,600	普通貸借 又は 証券発行	年7.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府 銀行 その他	30年以内(内据置5年以内)年賦又は半年賦元利均等償還、年賦又は半年賦元金均等償還。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は借換をすることができるものとする。	千円 250,000	普通貸借 又は 証券発行	年7.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府 銀行 その他	30年以内(内据置5年以内)年賦又は半年賦元利均等償還、年賦又は半年賦元金均等償還。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は借換をすることができるものとする。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金	6,412,784	37,169	6,449,953
15. 府支出金	2,992,495	4,844	2,997,339
17. 寄附金	219,912	207,052	426,964
18. 繰入金	1,502,867	43,653	1,546,520
21. 市債	1,677,100	76,400	1,753,500
歳入合計	29,705,760	369,118	30,074,878

歳 出

(単位:千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					一 般 財 源	
				特 定 財 源						
				国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他			
2. 総務費	2,372,568	4,961	2,377,529	0	4,844	0	0	117		
3. 民生費	13,484,164	1,059	13,485,223	253	0	0	806	0		
5. 労働費	24,571	1,070	25,641	0	0	0	0	1,070		
8. 土木費	3,282,975	121,936	3,404,911	36,916	0	76,400	0	8,620		
10. 教育費	2,690,786	240,092	2,930,878	0	0	0	206,246	33,846		
歳 出 合 計	29,705,760	369,118	30,074,878	37,169	4,844	76,400	207,052	43,653		

2 歳 入

(款) 14. 国庫支出金 (項) 2. 国庫補助金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4. 土木費国庫補助金	338,816	36,916	375,732	1. 都市計画費補助金	36,916	社会資本整備総合交付金（街路整備関連） 36,916
計	1,369,396	36,916	1,406,312			

(款) 14. 国庫支出金 (項) 3. 委託金

2. 民生費委託金	13,383	253	13,636	1. 国民年金費委託金	253	国民年金事務費委託金 253
計	13,759	253	14,012			

(款) 15. 府支出金 (項) 3. 委託金

1. 総務費委託金	140,937	4,844	145,781	4. 統計調査費委託金	4,844	国勢調査委託金 4,844
計	809,539	4,844	814,383			

(款) 17. 寄附金 (項) 1. 寄附金

1. 指定寄附金	219,912	207,052	426,964	1. 指定寄附金	207,052	教育指定寄附金 福祉指定寄附金 206,246 806
計	219,912	207,052	426,964			

(款) 18. 繰入金 (項) 2. 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	1,195,250	43,653	1,238,903	1. 財政調整基金繰入金	43,653	財政調整基金繰入金 43,653
計	1,475,023	43,653	1,518,676			

(款) 21. 市債 (項) 1. 市債

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3. 土木債	542,900	76,400	619,300	2. 都市計画債	76,400	南海中央線新設事業債 76,400
計	1,677,100	76,400	1,753,500			

3 歳出

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
3. 秘書費	4,034	117	4,151					117	7. 報償費	117 秘書費 117 7 報償費 117 名誉市民候補者の意見聴取 に係る委員報償費 117	
計	1,883,455	117	1,883,572					117			

(款) 2. 総務費 (項) 5. 統計調査費

2. 基幹統計費	29,247	4,844	34,091		4,844			1. 報酬	4,844	国勢調査費 4,844 1 報酬 4,844 調査員等報酬 4,844
計	39,038	4,844	43,882		4,844					

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

4. 国民年金費	10,727	253	10,980	253				12. 委託料	253	国民年金費 253 12 委託料 253 システム改修業務委託料 253
計	6,280,655	253	6,280,908	253						

(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費

2. 保育所費	2,745,456	443	2,745,899				443	17. 備品購入費	443	保育所事業費 443 17 備品購入費 443 器具費 443
3. 児童発達支援センター費	231,999	363	232,362				363	17. 備品購入費	363	児童発達支援センター費 363 17 備品購入費 363 器具費 363

(款) 3. 民生費 (項) 2. 兒童福祉費

(单位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
計	5,134,515	806	5,135,321				806				

(款) 5. 労働費 (項) 1. 労働費

2. 労働政策費	3,576	1,070	4,646				1,070	18. 負担金補助及び交付金	1,070	労働政策費	1,070
										18 負担金補助及び交付金	1,070
計	24,571	1,070	25,641				1,070			就職・企業情報ガイド作成事業負担金	1,070

(款) 8. 土木費 (項) 5. 都市計画費

2. 街路事業費	440,946	121,936	562,882	36,916	76,400	8,620	16. 公有財産購入費	45,897	街路整備事業費	121,936
							16. 公有財産購入費	45,897	16. 公有財産購入費	45,897
							21. 補償・補填及び賠償金	76,039	南海中央線用地買収費	45,897
									21. 補償・補填及び賠償金	76,039
									南海中央線物件移転等補償費	76,039
計	2,737,387	121,936	2,859,323	36,916	76,400	8,620				

(款) 10. 教育費 (項) 1. 教育總務費

2. 事務局費	291,262	206,246	497,508				206,246		24. 積立金	206,246	事務局費	206,246	
										24 積立金	206,246	三宅みらい教育基金積立金	206,246

(款) 10. 教育費 (項) 1. 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分	金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
計	551,451	206,246	757,697				206,246				

(款) 10. 教育費 (項) 2. 小学校費

1. 学校管理費	612,838	22,967	635,805					22,967	10. 需用費	22,967	学校給食費 22,967
									10 需用費	22,967	
計	657,335	22,967	680,302					22,967			賄材料費 22,967

(款) 10. 教育費 (項) 3. 中学校費

1. 学校管理費	311,206	10,879	322,085					10,879	10. 需用費	10,879	学校給食費 10,879
									10 需用費	10,879	
計	356,906	10,879	367,785					10,879			賄材料費 10,879

[I] 給 与 費 明 細 書

1. 特別職

区分		職員数	給 与 費						共済費	合 計	備 考
			報酬	給 料	期末手当	地域手当	その他手当	計			
補 正 後	長 等	人 3	千円 -	千円 27,720	千円 13,540	千円 3,050	千円 239	千円 44,549	千円 7,891	千円 52,440	
	議 員	15	94,680	-	41,660	-	-	136,340	25,374	161,714	
	その他の	930	76,509	-	-	-	-	76,509	1,313	77,822	
	計	948	171,189	27,720	55,200	3,050	239	257,398	34,578	291,976	
補 正 前	長 等	3	-	27,720	13,540	3,050	239	44,549	7,891	52,440	
	議 員	15	94,680	-	41,660	-	-	136,340	25,374	161,714	
	その他の	930	71,665	-	-	-	-	71,665	1,313	72,978	
	計	948	166,345	27,720	55,200	3,050	239	252,554	34,578	287,132	
比 較	長 等	0	-	0	0	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0	-	0	-	-	0	0	0	
	その他の	0	4,844	-	-	-	-	4,844	0	4,844	
	計	0	4,844	0	0	0	0	4,844	0	4,844	

[II] 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額

又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事項	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			一般財源	
		期間	金額	期間	金額	特定財源				
						国府支出金	地方債	その他		
高石市立老人福祉センター等指定管理者委託事業	千円 395,815			千円 令和8年度 から 令和12年度	千円 限度額に同じ	千円	千円	千円	千円 395,815	
高石市立ふれあいゾーン複合センター指定管理者委託事業	575,000			令和8年度 から 令和12年度	限度額に同じ				575,000	

[III] 地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区分	前前年度末現在高	前年度末現在高	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 普通債	16,666,351	16,342,792	1,753,500	1,345,812	16,750,480
(6) 都市計画	12,046,151	11,702,440	577,200	878,908	11,400,732
合計	32,344,244	30,548,458	1,753,500	2,803,839	29,498,119

議案第7号

指定管理者の指定について（高石市立老人福祉センター等）

次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年11月27日提出
高石市長 畑 中 政 昭

記

1. 施設の名称 高石市立老人福祉センター
高石市コミュニティセンター

2. 指定管理者 所在地 高石市加茂4丁目1番1号
名 称 社会福祉法人 高石市社会福祉協議会

3. 管理を行わせる期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由 高石市立老人福祉センター及び高石市コミュニティセンターの指定管理者を指定するにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第8号

指定管理者の指定について（高石市立ふれあいゾーン複合センター）

次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年11月27日提出
高石市長 畑中政昭

記

1. 施設の名称 高石市立ふれあいゾーン複合センター

2. 指定管理者 所在地 東京都品川区東品川4丁目10番1号
名 称 たかいし未来創造パートナーズ
代表団体 コナミスポーツ株式会社

3. 管理を行わせる期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由 高石市立ふれあいゾーン複合センターの指定管理者を指定するにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第9号

指定管理者の指定について（高石市立高石駅前自動車駐車場等）

次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年11月27日提出
高石市長 畑 中 政 昭

記

1. 施設の名称 高石市立高石駅前自動車駐車場
高石市自転車駐車場

2. 指定管理者 所在地 高石市綾園1丁目9番1号
名 称 高石都市開発・近鉄ファシリティーズ共同事業体
事業体代表 高石都市開発株式会社

3. 管理を行わせる期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由 高石市立高石駅前自動車駐車場及び高石市自転車駐車場の指定管理者を指定するにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第10号

損害賠償額の決定について

市は、次のとおり損害賠償をする。

令和7年11月27日提出
高石市長 畑 中 政 昭

記

1 賠償の理由

令和7年6月17日、車両が相手方の敷地内の室外機と外壁に接触し破損した事故の修理費等について、国家賠償法第1条第1項の規定により損害賠償するもの。

2 賠償の相手方

■ ■ ■ ■ ■ ■

3 賠償金額 1,081,740円

内訳

室外機及び室内機取替工事	594,440円
外壁工事	487,300円

4 賠償の方法

賠償する相手方の指定する銀行口座に振込み

提案理由 上記案件の損害賠償額を決定するにつき、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものである。

諮詢第1号

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

令和7年11月27日提出
高石市長 畑 中 政 昭

記

氏 名 福 村 壽 之

住 所 ■ ■ ■ ■ ■ ■

生年月日 ■ ■ ■ ■ ■ ■

提案理由 人権擁護委員のうち福村壽之氏の任期満了（令和8年6月30日）に伴い、その後任を推薦するにつき、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものである。

報告第1号

寄附金收受の報告について

次のとおり寄附金を收受したので報告する。

令和7年11月27日提出
高石市長 畑 中 政 昭

記

寄附者 故三宅 夫紀子 様
寄附金額 206,245,690円
寄附目的 指定寄附（教育）

寄附者 明治安田生命保険相互会社
支社長 新垣 寿和子 様
寄附金額 805,600円
寄附目的 指定寄附（福祉）

監査委員報告第1号

例月現金出納検査結果報告

例月現金出納検査結果について別紙のとおり報告する。

令和7年11月27日提出

高石市監査委員 原 正人
同 久保田 和典

高石監査第84号
令和7年11月14日

高石市議会議長 明石 宏隆 様

高石市監査委員 原 正人
同 久保田 和典

例月現金出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項の規定により、令和7年7月分及び8月分の現金出納検査を執行したので、同条第3項の規定により、その結果報告を次のとおり提出します。

記

1 検査年月日 令和7年 9月30日
令和7年10月28日

2 検査対象 一般会計、各特別会計及び下水道事業会計

検査の結果

1. 一般会計、国民健康保険特別会計、墓地事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療保険特別会計

① 計数の検査

会計管理者から提出された、令和7年7月末日及び8月末日現在の別紙収支計算書に基づいて、会計諸帳簿、証書類及び現金、預金、有価証券の現在高を照合したところ、各計数はそれぞれ符合し正確であると認める。

② 証書類の検査

証書類について、その執行状況を検査したところ適正と認める。

2. 下水道事業会計

① 計数の検査

市長から提出された、令和7年7月末日及び8月末日現在の別紙事業会計試算表に基づいて、収入、支払、振替の各伝票及び現金、預金、有価証券の現在高を照合したところ、各計数はそれぞれ符合し正確であると認める。

② 証書類の検査

証書類について、その執行状況を検査したところ適正と認める。

収支計算書

令和7年度 令和7年7月末現在

(単位:円)

会計別	収入			支出			差引残高
	前月末累計額	当月分	本月末累計額	前月末累計額	当月分	本月末累計額	
一般会計	8,979,348,952	1,069,388,049	10,048,737,001	5,221,420,098	1,492,553,087	6,713,973,185	3,334,763,816
財政調整基金等繰替							
他会計繰替(国保特会)							
他会計繰替(下水特会)							
他会計繰替(墓地特会)							
他会計繰替(介護特会)							
歳計現金(つり銭等)	-355,800	-50,000	-405,800				-405,800
一時借入金							
一時繰替							
小計	8,978,993,152	1,069,338,049	10,048,331,201	5,221,420,098	1,492,553,087	6,713,973,185	3,334,358,016
国民健康保険特別会計	1,133,990,375	476,466,014	1,610,456,389	788,412,158	492,212,405	1,280,624,563	329,831,826
歳計現金(つり銭等)	-40,000		-40,000				-40,000
前年度線上充用金							
他会計繰替							
一時借入金							
財政調整基金等繰替							
一時繰替							
小計	1,133,950,375	476,466,014	1,610,416,389	788,412,158	492,212,405	1,280,624,563	329,791,826
墓地事業特別会計	2,299,000	360,000	2,659,000	979,900	224,097	1,203,997	1,455,003
他会計繰替							
一時借入金							
一時繰替							
小計	2,299,000	360,000	2,659,000	979,900	224,097	1,203,997	1,455,003
介護保険特別会計	1,087,979,552	473,449,350	1,561,428,902	966,892,224	483,526,939	1,450,419,163	111,009,739
歳計現金(つり銭等)							
他会計繰替							
一時借入金							
一時繰替							
小計	1,087,979,552	473,449,350	1,561,428,902	966,892,224	483,526,939	1,450,419,163	111,009,739
後期高齢者医療保険特別会計	175,724,759	95,682,456	271,407,215	118,906,298	66,175,911	185,082,209	86,325,006
他会計繰替							
一時借入金							
一時繰替							
小計	175,724,759	95,682,456	271,407,215	118,906,298	66,175,911	185,082,209	86,325,006
一般会計+特別会計合計	11,378,946,838	2,115,295,869	13,494,242,707	7,096,610,678	2,534,692,439	9,631,303,117	3,862,939,590
歳入歳出外現金	769,320,035	347,655,828	1,116,975,863	689,819,919	392,649,229	1,082,469,148	34,506,715
総合計	12,148,266,873	2,462,951,697	14,611,218,570	7,786,430,597	2,927,341,668	10,713,772,265	3,897,446,305

基 金 計 算 書

令和7年度 令和7年7月末現在

(単位 : 円)

基 金 名	前月末現在高	当 月 増 減		本月末現在高
		増	減	
財政調整基金	3,600,766,696			3,600,766,696
泉北3区公共施設整備基金	12,881,128			12,881,128
福祉基金	45,626,665			45,626,665
保健医療基金	421,081,084			421,081,084
緑化基金	52,814,413			52,814,413
森林環境譲与税基金	9,305,099			9,305,099
災害被災者等支援基金	7,126,517			7,126,517
ふるさと応援基金				
企業版ふるさと応援基金				
今在家（上池関係地区）地区整備基金	1,789,975			1,789,975
南（長取石池関係地区）地区整備基金	13,370,509			13,370,509
土生・新家・綾井・大園・富木・北・南 (旧取石池関係地区) 地区整備基金	15,928,176			15,928,176
奨学基金	99,879,014			99,879,014
文化・スポーツ・国際交流振興基金	59,667,709			59,667,709
石油貯蔵施設立地対策等基金	47,123,200			47,123,200
高石っ子基金	3,000,000			3,000,000
市営浜墓地基金	55,806,645			55,806,645
介護保険給付費準備基金	677,453,299			677,453,299
合 計	5,123,620,129			5,123,620,129

収支計算書

令和7年度 令和7年8月末現在

(単位 : 円)

会計別	収入			支出			差引残高
	前月末累計額	当月分	本月末累計額	前月末累計額	当月分	本月末累計額	
一般会計	10,048,737,001	1,410,231,262	11,458,968,263	6,713,973,185	1,857,125,859	8,571,099,044	2,887,869,219
財政調整基金等繰替							
他会計繰替（国保特会）							
他会計繰替（下水特会）							
他会計繰替（墓地特会）							
他会計繰替（介護特会）							
歳計現金（つり銭等）	-405,800		-405,800				-405,800
一時借入金							
一時繰替							
小計	10,048,331,201	1,410,231,262	11,458,562,463	6,713,973,185	1,857,125,859	8,571,099,044	2,887,463,419
国民健康保険特別会計	1,610,456,389	426,513,306	2,036,969,695	1,280,624,563	487,176,949	1,767,801,512	269,168,183
歳計現金（つり銭等）	-40,000		-40,000				-40,000
前年度繰上充用金							
他会計繰替							
一時借入金							
財政調整基金等繰替							
一時繰替							
小計	1,610,416,389	426,513,306	2,036,929,695	1,280,624,563	487,176,949	1,767,801,512	269,128,183
墓地事業特別会計	2,659,000	240,000	2,899,000	1,203,997	224,440	1,428,437	1,470,563
他会計繰替							
一時借入金							
一時繰替							
小計	2,659,000	240,000	2,899,000	1,203,997	224,440	1,428,437	1,470,563
介護保険特別会計	1,561,428,902	477,769,330	2,039,198,232	1,450,419,163	472,007,041	1,922,426,204	116,772,028
歳計現金（つり銭等）							
他会計繰替							
一時借入金							
一時繰替							
小計	1,561,428,902	477,769,330	2,039,198,232	1,450,419,163	472,007,041	1,922,426,204	116,772,028
後期高齢者医療保険特別会計	271,407,215	63,800,926	335,208,141	185,082,209	35,648,711	220,730,920	114,477,221
他会計繰替							
一時借入金							
一時繰替							
小計	271,407,215	63,800,926	335,208,141	185,082,209	35,648,711	220,730,920	114,477,221
一般会計+特別会計合計	13,494,242,707	2,378,554,824	15,872,797,531	9,631,303,117	2,852,183,000	12,483,486,117	3,389,311,414
歳入歳出外現金	1,116,975,863	307,822,814	1,424,798,677	1,082,469,148	303,614,109	1,386,083,257	38,715,420
総合計	14,611,218,570	2,686,377,638	17,297,596,208	10,713,772,265	3,155,797,109	13,869,569,374	3,428,026,834

基 金 計 算 書

令和7年度 令和7年8月末現在

(単位 : 円)

基 金 名	前月末現在高	当 月 増 減		本月末現在高
		増	減	
財政調整基金	3,600,766,696			3,600,766,696
泉北3区公共施設整備基金	12,881,128			12,881,128
福祉基金	45,626,665			45,626,665
保健医療基金	421,081,084			421,081,084
緑化基金	52,814,413			52,814,413
森林環境譲与税基金	9,305,099			9,305,099
災害被災者等支援基金	7,126,517			7,126,517
ふるさと応援基金				
企業版ふるさと応援基金				
今在家（上池関係地区）地区整備基金	1,789,975			1,789,975
南（長取石池関係地区）地区整備基金	13,370,509			13,370,509
土生・新家・綾井・大園・富木・北・南 (旧取石池関係地区) 地区整備基金	15,928,176			15,928,176
奨学基金	99,879,014			99,879,014
文化・スポーツ・国際交流振興基金	59,667,709			59,667,709
石油貯蔵施設立地対策等基金	47,123,200			47,123,200
高石っ子基金	3,000,000			3,000,000
市営浜墓地基金	55,806,645			55,806,645
介護保険給付費準備基金	677,453,299			677,453,299
合 計	5,123,620,129			5,123,620,129

下 水 道 事 業 試 算 表

令和7年7月末日現在

(単位:円)

借 方			勘 定 科 目	貸 方		
残 高	合 計			合 計	残 高	
	累 計	当 月		当 月	累 計	
28,891,300,198	63,086,826,603	6,524,864	有形固定資産	91,774,000	34,195,526,405	
			(減価償却累計額)	(91,768,000)	(34,195,520,405)	
686,279,461	697,647,461		無形固定資産	2,842,000	11,368,000	
149,883,079	946,451,768	63,076,492	現金、預金	109,623,434	796,568,689	
162,839,932	472,788,556	73,631,753	未 収 金	58,103,225	309,948,624	
102,934	103,817	102,934	前 払 費 用		883	
33,536,874	47,320,207	25,080,000	前 扳 金		13,783,333	
19,214,022	19,214,022	5,672,273	仮 扌 払 消 費 稅			
			特定収入仮扱消費税			
-990,472			貸 倒 引 当 金		990,472	
			企業債(固定負債)		11,229,160,669	
			リース債務		1,947,666	
			引 当 金		6,873,824	
			一時借入金			
	58,462,352		企業債(流動負債)		1,047,754,661	
	288,713	72,753	リース債務		884,820	
	674,981,632	78,684,655	未 扌 払 金	177,057,872	797,524,862	
	4,289,000		引 当 金		4,289,000	
	6,192,554	1,099,051	預 り 金	1,141,806	16,849,852	
			仮受消費税	7,043,621	24,037,945	
	28,248,745,263	67,663,000	繰 延 収 益		43,354,330,753	
	(28,248,745,263)	(67,663,000)	(長期前受金収益化累計額)		15,105,585,490	
			固 有 資 本 金		535,843,213	
			受贈財産評価額		382,924,793	
			減債積立金		134,822,394	
	387,593,086		前年度繰越利益剰余金		1,335,084,323	
			営 業 収 益	66,921,976	362,795,263	
			営 業 外 収 益	71,189,256	274,323,385	
			特 別 利 益		24,041,923	
652,238,170	652,238,170	264,049,482	営 業 費 用			
4,481,176	4,481,176	13,897	営 業 外 費 用			
106,810	106,810	26,036	特 別 損 失			
30,598,992,184	95,307,731,190	585,697,190	合 计	585,697,190	95,307,731,190	
					30,598,992,184	

下 水 道 事 業 試 算 表

令和7年8月末日現在

(単位:円)

借 方			勘 定 科 目	貸 方		
残 高	合 計			合 計	残 高	
	累 計	当 月		当 月	累 計	
28,822,153,980	63,109,448,385	22,621,782	有形固定資産	91,768,000	34,287,294,405	
			(減価償却累計額)	(91,768,000)	(34,287,288,405)	
683,437,461	697,647,461		無形固定資産	2,842,000	14,210,000	
233,995,573	1,173,542,439	227,090,671	現 金 、 預 金	142,978,177	939,546,866	
147,397,304	533,328,272	60,539,716	未 収 金	75,982,344	385,930,968	
102,934	103,817		前 払 費 用		883	
25,080,000	47,320,207		前 扳 金	8,456,874	22,240,207	
22,510,910	22,510,910	3,296,888	仮 扳 消 費 稅			
			特定収入仮払消費税			
-990,472			貸 倒 引 当 金		990,472	
			企 業 債(固定負債)		11,229,160,669	
			リース債務		1,947,666	
			引 当 金		6,873,824	
			一 時 借 入 金			
	58,462,352		企 業 債(流動負債)		1,047,754,661	
	361,852	73,139	リース債務		884,820	
	812,324,205	137,342,573	未 扳 金	27,818,046	825,342,908	
	4,289,000		引 当 金		4,289,000	
	7,234,621	1,042,067	預 り 金	1,121,487	17,971,339	
			仮受消費税	5,492,928	29,530,873	
	28,316,408,263	67,663,000	繰 延 収 益	108,050	43,354,438,803	
	(28,316,408,263)	(67,663,000)	(長期前受金収益化累計額)		15,038,030,540	
			固 有 資 本 金		535,843,213	
			受贈財産評価額		382,924,793	
			減債積立金		134,822,394	
	387,593,086		前年度繰越利益剰余金		1,335,084,323	
			営 業 収 益	204,935,631	567,730,894	
			営 業 外 収 益	67,663,600	341,986,985	
			特 別 利 益	9,427	24,051,350	
761,713,132	761,713,132	109,474,962	営 業 費 用			
4,494,687	4,494,687	13,511	営 業 外 費 用			
125,065	125,065	18,255	特 別 損 失			
30,700,020,574	95,936,907,754	629,176,564	合 计	629,176,564	95,936,907,754	
					30,700,020,574	